

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-119767

(P2015-119767A)

(43) 公開日 平成27年7月2日(2015.7.2)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 4 7 C 27/22 (2006.01) A 4 7 C 27/22 B 3 B 0 9 6

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2013-264153 (P2013-264153)	(71) 出願人	000000077 アキレス株式会社 東京都新宿区北新宿二丁目2 1 番 1 号
(22) 出願日	平成25年12月20日 (2013.12.20)	(74) 代理人	100094488 弁理士 平石 利子
		(72) 発明者	董 珊珊 東京都新宿区大京町2 2 番地の5 アキレス株式会社内
		(72) 発明者	田井中 誠治 東京都新宿区大京町2 2 番地の5 アキレス株式会社内
		(72) 発明者	川田 剛宏 東京都新宿区大京町2 2 番地の5 アキレス株式会社内
		Fターム(参考)	3B096 AC02 AD06 AD07

(54) 【発明の名称】 敷布団

(57) 【要約】

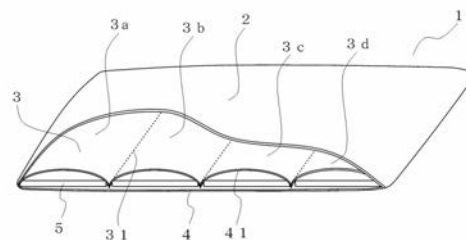
【課題】

使用時におけるマットレスとの併用を不要とし、かつ、簡便に洗濯が可能な敷布団を提供すること。

【解決手段】

側生地 2 と、側縁に開口 4 を有し、前記側生地の内側に長手方向に沿って形成された複数のポケット部 3 と、該複数のポケット部のそれぞれに前記開口を通して出し入れ可能に収容される複数のクッション材 5 とからなる敷布団であって、前記クッション材は、該クッション材を前記ポケット部から取り出して折り畳んだ際の形状を保持させるための固定手段が設けられていてもよい。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

側生地と、

少なくとも 1 つの側縁に開口を有し、前記側生地の内側に該内側の形状寸法に合わせて形成された複数のポケット部と、

該複数のポケット部のそれぞれに前記開口を介して出し入れ可能に収容される複数のクッション材とからなり、

前記クッション材は無膜処理を施された軟質ポリウレタンフォームからなり、且つ折り畳むことができる厚さであることを特徴とする洗える敷布団。

【請求項 2】

前記クッション材が、クッション芯材とその表面に被覆された芯材カバーからなり、

前記芯材カバーには該クッション材を折り畳んだ際の形状を保持する固定手段が設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載の洗える敷布団。

【請求項 3】

前記固定手段が、環状部材と、該環状部材と連結することができる連結部材からなり、

前記クッション材の一辺に環状部材を少なくとも 1 つ設け、

相対する他方の辺に前記連結部材を少なくとも 1 つ設けることを特徴とする請求項 2 に記載の洗える敷布団。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、側生地の内側にクッション材を収・脱自在に収容した敷布団に関し、特に、クッション材を取り出し、側生地とは別々にもしくは共に、家庭用洗濯機で容易に洗濯することができる敷布団に関する。

【背景技術】**【0002】**

敷布団の内部に充填する芯材としてのクッション材は、ダウンやフェザー、天然又は合成繊維製の綿などが使用されている。

また、マットレスと称される敷き具も多用されており、該敷き具は、一般には、敷布団の下部に敷いて使用されるもので、側生地の内部に、ポリウレタン等の合成樹脂製の発泡体が収容された構成を有している。

【0003】

該敷き具としては、従来から多数提案されており、例えば特許文献 1 では複数のクッション部材を連結部材により連結してなる組み立て式マットレスが、特許文献 2 ではマットレスが複数のクッション材に分割され、各クッション材が連結部材によって連結可能にされる分割式マットレスが提案されている。

【0004】

また、側生地を 3 分割して 3 つの収納を設け、それぞれにクッション材を収納した 3 つ折りマットレスが多く使用されている。

【0005】

しかし、これらの敷き具には、家庭での洗濯についての配慮がなく、そのままでは一般家庭用の洗濯機に投入できず、また、製造コストが高騰するためにクッション材の分割数には制限がある。更に、一般にマットレスの芯材としてはポリウレタンフォームなどの合成樹脂発泡体を使用されているが、これは洗濯後の乾燥に長時間を要するといった問題もある。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0006】**

【特許文献 1】特開 2001 - 281 号公報

【特許文献 2】特開 2002 - 315651 号公報

10

20

30

40

50

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、その内部にクッション材を充填してマットレスとしての機能をも持たせることにより、従来のマットレスが有する前記問題を解決し、家庭でも簡便に洗濯が可能な敷布団の提供を課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、敷布団の表側の側生地と、裏側の側生地の中に、独立した複数のポケット部を形成すると共に、クッション材を該ポケット部の形状寸法に合わせて複数個に分割し、必要に応じて該クッション材のそれぞれに、該クッション材を折り畳んだ形状を保持・固定する固定手段を設けることにより上記課題を解決し得るとの知見を得た。

10

【0009】

本発明の敷布団は、上記知見に基づくもので、

(1) 側生地と、

少なくとも1つの側縁に開口を有し、前記側生地の内側に該内側の形状寸法に合わせて形成された複数のポケット部と、

該複数のポケット部のそれぞれに前記開口を介して出し入れ可能に収容される複数のクッション材とからなり、

前記クッション材は無膜処理を施された軟質ポリウレタンフォームからなり、且つ折り畳むことができる厚さであることを特徴とする洗える敷布団。

20

(2) 上記クッション材は、クッション芯材とその表面に被覆された芯材カバーから構成してもよく、また、前記芯材カバーには該クッション材を折り畳んだ際の形状を保持する固定手段が設けられていてもよい。

(3) 上記固定手段が、環状部材と、該環状部材の環に通して該環状部材と連結することができる連結部材からなり、前記クッション材の一辺に環状部材を1つ以上設け、相対する辺に前記連結部材を1つ以上設けてもよい。

【発明の効果】

【0010】

本発明の敷布団によれば、側生地の内部に複数のポケット部を形成し、それぞれのポケット部に見合う形状・寸法のクッション材を出し入れ可能に収容するようにしたので、ポケット部の数に応じてクッション材の大きさを大きなものから小さなものまで適宜調整することができ、ポケット部が例えば2個の場合は、敷布団全体の約1/2程度、ポケット部が例えば10個の場合は、約1/10程度とすることができる。したがって、敷布団の洗濯、不使用時の保管などを極めて容易とすることができる。

30

【0011】

また、本発明の敷布団の繰返しの使用や洗濯により、クッション材に傷が発生したり、破損が生じた場合には、その傷や破損が生じた部分のクッション材を交換するだけでよく、敷布団としての寿命が大幅に延長する。

【0012】

また、各クッション材には、該クッション材を折り畳んだ際の形状を保持する固定手段が設けられているため、側生地から取り外し、折り畳んで固定することで、クッション材をコンパクトにすることができ、家庭用洗濯機を使用しても敷布団内のクッション材を簡便に洗濯することができる。

40

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明の敷布団の一実施態様例を一部切欠いて示す説明図である。

【図2】本発明の敷布団におけるポケット部の他の実施態様例を示す説明図である。

【図3】本発明の敷布団におけるクッション材を一部切欠いて示す説明図である。

【図4】本発明の敷布団における固定手段の実施態様例を示し、(A)～(D)の各(a

50

)が固定手段の例を、各(b)がそれらの固定手段により折り畳んだクッション材を固定した状態を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

図1は、本発明の敷布団の一実施態様例を示しており、同図において、本発明の敷布団1は、その周囲3辺すなわち短手方向の2辺と長手方向の1辺を縫合し、長手方向の他の1辺を開口4させた側生地2と、該側生地2内に長手方向に沿って設けられた複数(本例では4つ)のポケット部3a、3b、3c、3dとで構成されている。

【0015】

図1の例では、側生地2内にポケット部3が設けられ、該ポケット部3の周囲3辺が縫合され、側生地2の開口4に合わせて、ポケット部3の1辺が開口41となっている。また、長手方向に4分割する縫い目31が設けられ、袋状の4つのポケット部3a、3b、3c、3dが互いに独立に構成されている。

【0016】

図示はしないが、敷布団1の表面の側生地2と裏面の側生地2とを敷布団1の幅方向に沿って縫い目を設けて、表裏面の側生地2で囲まれる内部を分割し、ポケット部とすることもできる。

【0017】

図2(A)、(B)、(C)は、本発明の敷布団におけるポケット部の他の実施態様例を示し、これらの図では、ポケット部のみを概略的に示している。

同図(A)の例は、敷布団1の短手方向の縫い目31、31を設けて、3つのポケット部3a、3b、3cを構成し、長手方向の相対する1辺に開口41を設けている。

同図(B)の例は、敷布団1の短手方向の縫い目31、31と共に、長手方向中央部にも縫い目32を設けて、6つのポケット部3a、3b、・・・3fを構成し、長手方向の相対する2辺に開口41、41、・・・を設けている。

同図(C)の例は、短手方向の1本の縫い目31と、長手方向の1本の縫い目32とを設け、4つのポケット部3a、・・・3dを構成し、短手方向の相対する2辺に開口41を設けている。

【0018】

本発明の敷布団において、クッション材5およびポケット部3をより細分化すれば、クッション材5の洗濯がより容易に可能となる。ただし、細分化をしすぎる、すなわち分割数を増やしすぎると、各クッション材間の隙間が多くなりクッション性が悪化する虞があるため、長手方向に2～5分割、幅方向に0～2分割程度の、敷布団全体で計2～10分割程度とすることが好ましい。また、長手方向に3～4分割、幅方向に0分割の敷布団全体で計3～4分割からなる構成とするとクッション性がよく、クッション材の折り畳みも容易に行えるためより好ましい。

【0019】

なお、上記側部材2の開口4には、側部材2を閉状態とすることができるファスナーやスナップ、ボタン(図示省略)等を設けることが好ましい。

本発明では、上記のように構成されるポケット部3a、3b、・・・内にそれぞれクッション材5を着脱自在に収容する。

【0020】

本例のクッション材5は、例えば、図3に示すように、クッション芯材51とその表面に被覆された芯材カバー6からなり、該芯材カバー6に固定手段7が取り付けられている。

なお、芯材カバー6を用いず、クッション芯材51そのものに固定手段7を設けてもよい。

【0021】

上記クッション芯材51は、無膜処理が施され、セル膜が除去された軟質ポリウレタンフォーム(以下、無膜フォームと記載)からなり、洗濯・乾燥の面で、セル数30個/2

10

20

30

40

50

5 mm以下で、厚みが10～50 mmのものを用いることが好ましい。

なお、前記厚み範囲であれば、使用する無膜フォームは単層でも複数層積層させたものでもよい。厚みが10 mm未満のクッション芯材を使用する場合、乾燥は速いが、クッション性が低く、使用時に底付き感を感じる虞がある。一方セル数が30個/25 mmを超える、或いは厚みが50 mmを超えるクッション芯材の場合、洗濯した際に内部まで均一に清潔になり難く、乾燥に長時間を要する虞がある。

【0022】

上記クッション材5に使用される無膜フォームは、一般に滑り難く、側生地2やポケット部3への出し入れがし難いが、上記のようにクッション材51を芯材カバー6に被覆したものであれば、ポケット部3への出し入れが容易となる。

10

このような芯材カバー6は、クッション材5とともに洗濯されるため、通水性や通気性、あるいは速乾性といった性能を有する素材で構成されることが好適であり、例えばメッシュ状編布や織布、一般的な編布や織布、不織布等が使用でき、中でもメッシュ状編布や織布が好ましい。

【0023】

上記クッション材5は、洗濯するに際して、クッション材5あるいは洗濯機のサイズによってはそのまま洗濯機に投入できない場合や、複数枚を同時に投入するために、例えば図3に記載のようにクッション材5を先ずX-X線で2つに折り畳み、次にY-Y線で折り畳み、合計で4つに折り畳んだ状態で固定することが好ましい。そこで、本発明では、クッション材5に同図及び図4(A)～(D)の各(a)に示すような固定手段7を設け、該手段7により、図4(A)～(D)の各(b)に示すような折り畳んだ状態を維持する。このようにすれば、サイズの大きいクッション材5であっても洗濯機に容易に投入することができ、また、洗濯途中で折り畳んだクッション材5が広がることを防止でき、効率的に洗濯することができる。

20

【0024】

上記固定手段7は、例えば、図3及び図4(A)(a)に示すように、クッション材5の一辺(本例では短辺)に取り付けた環状部材71と、相対する他方の短辺に取り付けた連結部材72とからなり、該連結部材72の適宜個所(本例では端部近傍)に、該連結部材72を環状部材71の環711に通した状態で、これらの部材71,72を連結することができるスナップ721(凹部材),722(凸部材)を設けたものが挙げられる。

30

この例の固定手段7では、上記のように、固定部材7の環状部材71と連結部材72とが隣り合うように折り畳んだクッション材5を、該環状部材71と連結部材72で、図4(A)(b)に示すように固定する。すなわち、連結部材72を環状部材71に通し、連結部材72のスナップ721,722の凹凸を嵌合させて固定する。

【0025】

固定部材7の他の例としては、図4(B)～(D)が挙げられ、同図(B)の例は、同図(B)(a)に示すように、クッション材5の相対する両辺(本例では両短辺)に夫々連結部材72,72を設け、これらの連結部材72,72の夫々にスナップ721(凹部材),722(凸部材)を設けたもので、同図(B)(b)に示すように、4つに折り畳んだ状態のクッション材5を、連結部材72のスナップ721,722の凹凸を嵌合させて固定する。

40

なお、上記図4(A),同図(B)のようなスナップ721,722に代えて、図示は省略するが、面ファスナーやボタン等を使用してもよい。

【0026】

図4(C)の例は、同図(C)(a)に示すように、クッション材5の相対する両辺(本例では両短辺)に、紐状の連結部材72,72を設けたもので、同図(C)(b)に示すように、4つに折り畳んだ状態のクッション材5を、紐状の連結部材72,72同士を結ぶことにより固定する。

同図(D)の例は、クッション材5の適宜個所、本例ではクッション材5を4つに折り畳んだ状態で固定できる箇所に、紐状のゴム状弾性部材73を、その両端部で取り付け

50

もので、同図(D)(b)に示すように、4つに折り畳んだ状態のクッション材5を、該紐状のゴム状弾性部材73を裏面側に回し込むことにより固定する。

【0027】

また、図4(A)~(D)に示すような固定手段7(71, 72, 72、73)において、例えば同図(A)の環状部材71や、同図(D)の紐状のゴム弾性部材73を、洗濯後にハンガー(方持ちハンガー)や物干し竿にかけることで乾燥時の作業が容易となり、同図(B)の連結部材72, 72や同図(C)の紐状の連結部材72, 72も、スナップ721, 722を嵌合したり、紐状の連結部材72、72を結ぶ簡単な作業が加わるものの、乾燥時の作業は容易である。

【産業上の利用可能性】

10

【0028】

本発明の敷布団は、カバー部材である側生地と、該側生地で囲まれる内部空隙に複数のポケット部を形成し、該ポケット部の各々に該ポケット部に対応するサイズのクッション材を収容しており、クッション材が芯材であるウレタンフォームを芯材カバーに被覆することで各クッション材の各ポケット部への収・脱が容易となり、また必要に応じて、ポケット部から取り出したクッション材を折り畳んだ状態の形状を保持するための固定手段が、分割されたクッション材の各々に設けられているので、取り出された各クッション材をコンパクトにすることができる。そのため家庭用洗濯機での洗濯が容易な敷布団として簡便に使用することができる。

【0029】

20

また、本発明の敷布団は、クッション材が複数に分割されているため、クッション材に損傷が発生した場合、損傷したクッション材のみを交換することで、再び敷布団として快適に使用できるため、寿命の長い敷布団として有益である。

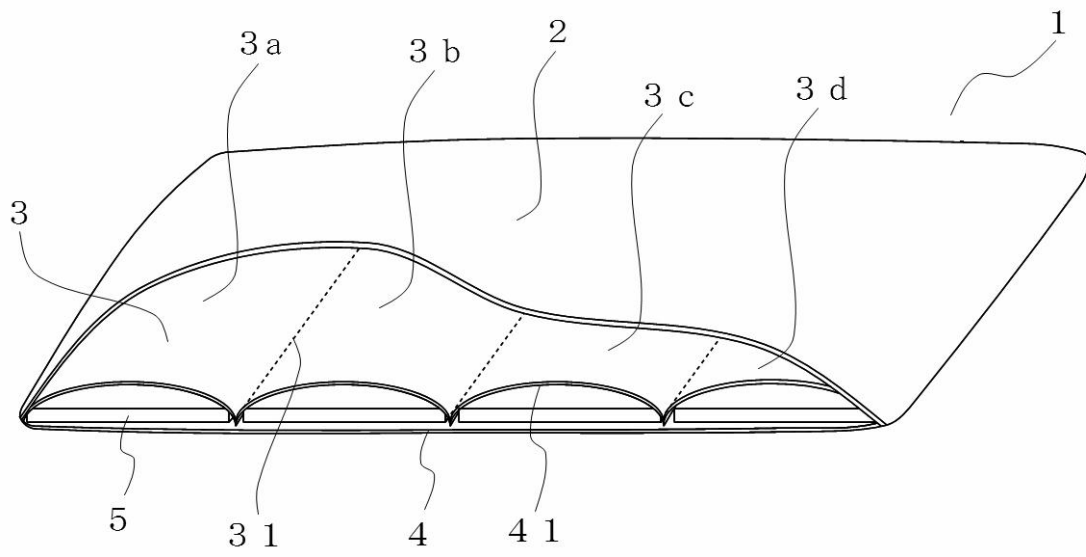
【符号の説明】

【0030】

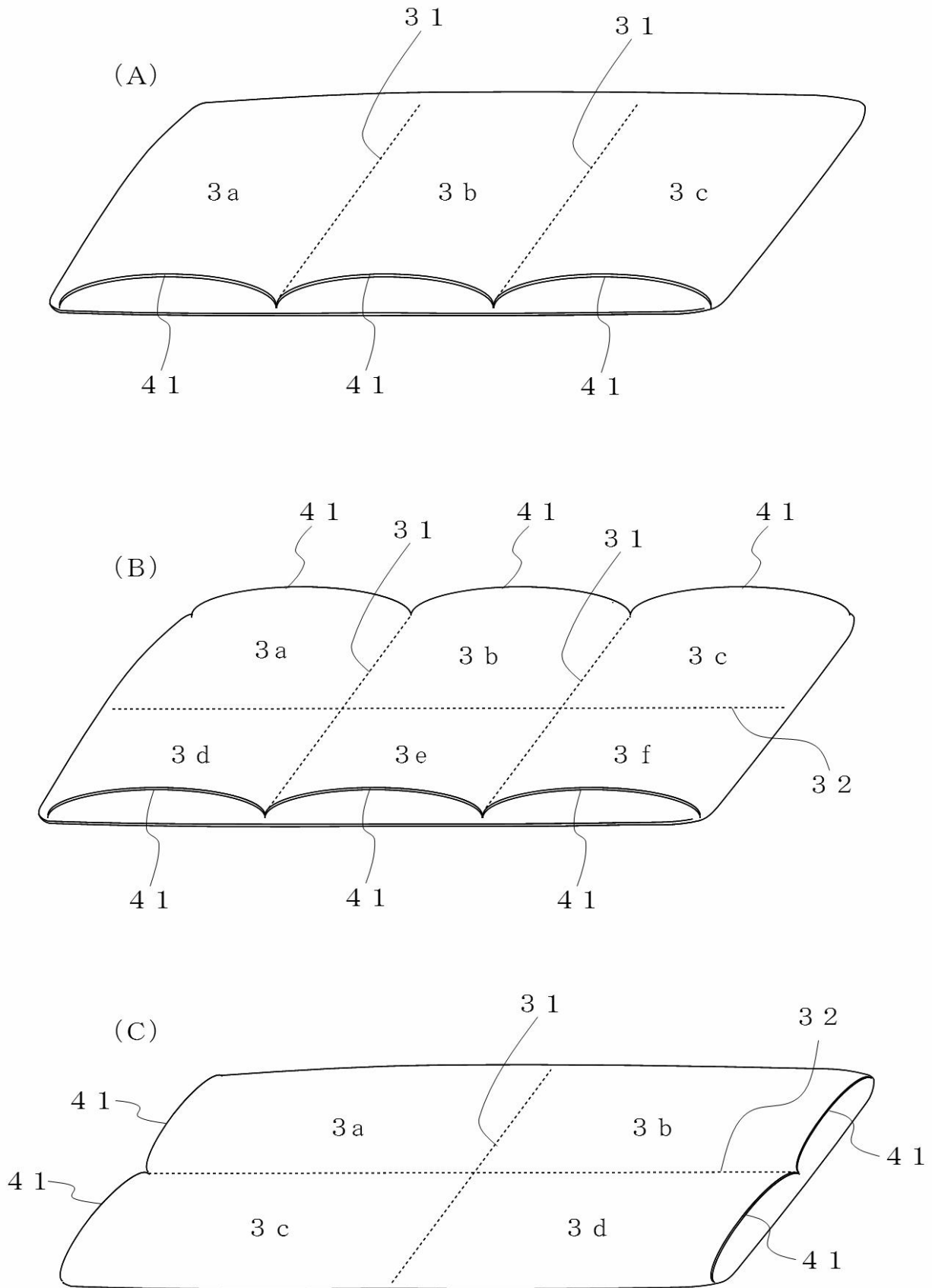
1	敷布団
2	側生地
3, 3a, 3b, 3c, 3d, 3e, 3f	ポケット部
31, 32	縫い目
4	側生地の開口
41	ポケット部の開口
5	クッション材
51	クッション芯材
6	芯材カバー
7	固定手段

30

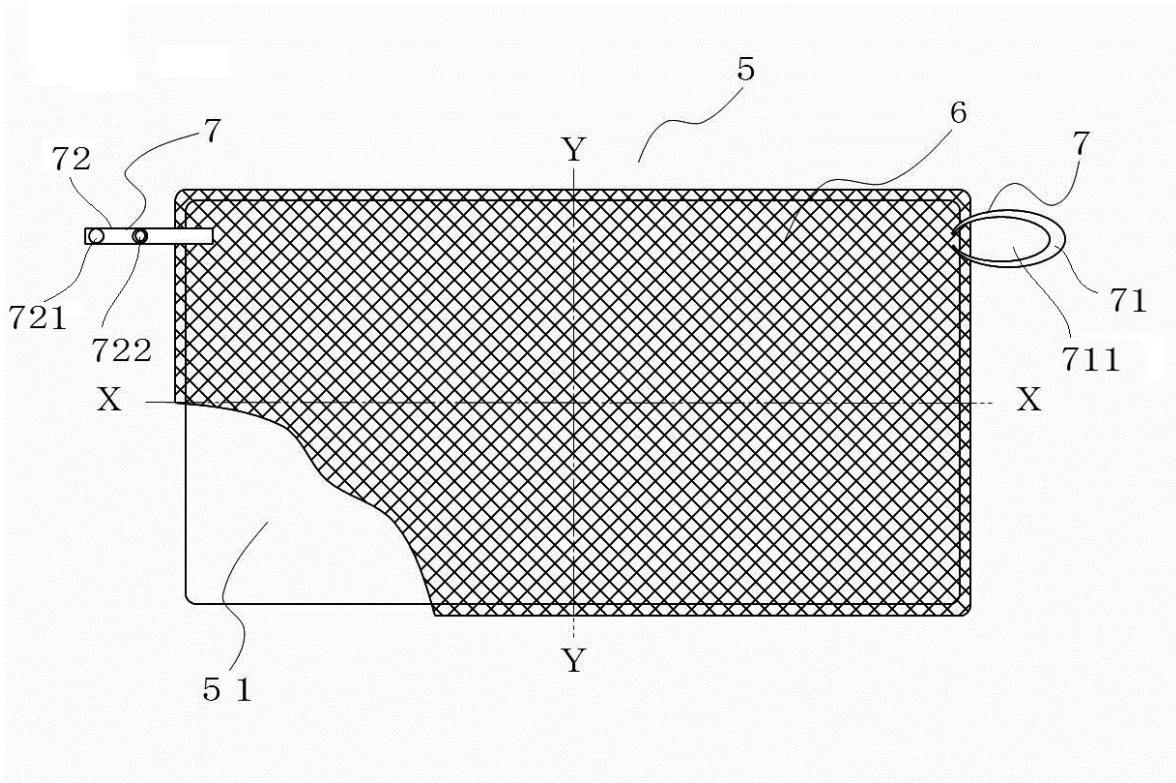
【図 1】



【図2】



【図3】



【図4】

